

三重県医療審議会救急医療部会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、三重県医療審議会運営要綱第7条の規定に基づき設置された救急医療部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三重県の救急医療体制の整備に関すること。
- (2) 三重県の救急医療に関し、必要な事項に関すること。

2 前項に関する部会の決議は、三重県医療審議会の決議又は意見とすることができる。

(任 期)

第3条 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員」という。）の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部 会)

第4条 部会は、部会に属する委員及び専門委員を以って構成する。

- 2 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。
- 3 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数を以って決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。

(分科会)

第5条 部会に必要な分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会に座長を置き、その分科会に属する委員の互選により定める。
- 4 座長は会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 6 座長は、その決議内容を部会長に報告または提案するものとする。

(報 告)

第6条 部会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県医療審議会会長に報告又は提案する。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、三重県医療保健部医療政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の審査手続きその他部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要領は、平成13年7月31日から施行する。

(附則)

この要領は、平成14年7月15日から施行する。

(附則)

この要領は、平成15年2月27日から施行する。

(附則)

この要領は、平成16年9月27日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年3月4日から施行する。

(附則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。